■委託概要

□委託件名 首都大学東京(荒川キャンパス)低圧配電設備改修工事監理業務(R元・2)

□委託場所 東京都荒川区東尾久七丁目2番10号 首都大学東京(荒川キャンパス)

□期 間 契約確定の日から当該監理対象工事のしゅん功検査に合格する日まで

(監理対象工事の予定工期:令和2年5月29日まで)

■建物概要

□用 途

学校(大学)

□改修する対象の建物

校舎棟・増築棟、管理厚生棟、図書館、体育館、講堂、附属棟

□対象建物の構造・規模

校舎棟・増築棟 SRC 造 地上5階 18, 805. 61 m² 管理厚生棟 RC 造 地上2階 $3, 115.79 \,\mathrm{m}^2$ 図書館 RC造 地上2階 $3, 673.49 \,\mathrm{m}^2$ 体育館 RC 造 地上2階 1, 677. 66 m² S+RC造 地上2階、地下1階 講堂 $875.62 \,\mathrm{m}^2$ 1, 487. 10 m² 附属棟 S+RC造 地上1階 合計延べ床面積 29, 635. 27 m²

■委託内容

・本委託は、首都大学東京(荒川キャンパス)低圧配電設備改修工事 (R元・2) の監理業務の 一切を執り行うものである。

<季託概要>

- (1) 工事監理方針の説明等
- (2) 設計内容の把握等の業務
- (3) 施工図等を設計図書に照らして検討・報告する業務
- (4) 工事と設計図書との照合・確認
- (5) 工事と設計図書との照合・確認の結果報告等
- (6) 工事現場の危害の防止等の確認・報告
- (7) 工事監理業報告書等の提出
- (8) 工事計画の検討・報告
- (9) 設計図書に定めのある施工計画の検討・報告
- (10) 工事と工事請負契約との照合・確認・報告等

- (11) 関係機関の検査の立会い等
- (12) 特記事項の業務

■留意事項

- ・ 設計図書の定めにより受注者が提出するしゅん功図について、その内容が適切であるか否か を確認し、確認結果を報告書として作成した後、監督員に報告し、承諾を得ること。
- ・ 確認の結果、適切でないと認められる場合には、受注者に対して修正を求めるべき事項を 検討のうえ、その確認結果を報告書として作成した後、監督員に報告し、承諾を得ること。
- ・ 受注者が提出する建物保全データ等について、その内容が適切であるか否かを確認し、その 確認結果を報告書として作成した後、監督員に報告し、承諾を得ること。
- ・ 工事を行う中で設計内容と工事内容に変更を要する事案が生じた場合、その都度、内容及び 金額が適正であるか否かを項目毎に確認し、その確認結果を報告書(設計変更内容のみの 既存単価及び新単価作成も含む。)として作製した後、監督員に報告及び承諾を得ること。
- ・ 設計変更にあたり、適切な施工方法を受注者、監督員に対して書面で提案し、工事受注者が 施工図を作成できる設計図(設計変更用図面を含む)を作図すること。なお、費用の検証は 3者以上の見積もり、単価本、物価書籍等による。
- ・ 確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めるべき 事項を検討し、その確認結果を報告書として作成した後、監督員に報告すること。
- ・ 監理業務技術者は設備設計一級建築士の資格を有する者を選任すること。
- ・ 主任担当技術者は一級電気工事施工管理技士の資格を有する者を1名選任すること。
- ・ 担当技術者は、電気設備に精通する者を1名以上選任すること。
- ・ 対象工事における、中間検査及び完了検査を行う際は、主任担当技術者以外に電気並びに 建築設備に精通する担当技術者を1名以上選任し監理業務に当たること。
- ・ 年末年始や休日に予定されている切替工事に伴う確認業務のほか、活線作業や工場検査、 別途監督員が指示する確認業務を想定し、現地の工事監理等業務は平日週8時間並びに、 休日月16時間程度の業務量を想定すること。
- ・ 工事の進捗状況を確認する施工定例会に主任担当技術者が出席できない場合、施工定例会の 当日午前中までに必ず監督員に対して連絡すること。また、主任担当技術者と同等の技術的 知見を持つものに定例会を代理出席させ、受注者の責任において主任担当技術者に施工定例 会の内容を引き継ぐこと。この記載は、監督員や受注者の都合により定例会が変更になる場 合も同様の対応とする。
- ・ 配置する監理業務技術者、主任担当技術者及び担当技術者は、必ず発注図書、工事監理等業務委託仕様書(平成31年4月)、工事監理等業務委託特記事項及び(別表)監理業務処理区分の記載内容を的確に把握し、監理業務中は書面として携帯すること。
- ・ 本委託に係る全ての書面は必ず受託者のみで作成すること。工事受注者に書面の作成や工事 写真の提供を受けることは認めない。但し、工事受注者が施工記録の為に撮影した工事対象 物のみが写る写真の提供は受けてもよい。又、工事受注者が受託者のカメラを使用して写真 を撮影することは、工事受注者の判断による。

- ・ 検査員が行う中間検査及び完了検査を行う前に先立ち、必ず受託者において設計図書に記載 する内容に合致しているか現地並び図面の検査を行うこと。検査の結果を報告書として項目 毎に作成し、監督員に報告すること。これを監督員が別途行う検査と同時に行うことは認め ない。
- ・ 工事監理業務月報の作成については、5W2H(誰が、いつ、どこで、何を、どうする、 なぜ及びいくら)に留意して文章を作成し、写真等のビジュアルも活用し、監督員に理解し やすい書面で報告すること。
- ・ 委託内容に記載されていることが適切に履行されていない場合が2回以上あった場合は、 業務改善指示書として業務の改善を指示する場合がある。